

第125号議案

神戸市森林環境整備基金条例の件

神戸市森林環境整備基金条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 次に掲げる目的を達成するため、神戸市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 森林の整備に関する施策の実施に必要な資金に充てること。
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保，森林の有する公益的機能に関する普及啓発，木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策の実施に必要な資金に充てること。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部又は全部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市森林環境整備基金を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。

「神戸市森林環境整備基金条例」の制定について

1. 提案理由

国は、林業を振興し森林整備等に充てる財源として、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとし、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立した。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

森林環境税は個人住民税として一人年額 1,000 円を課すもので、令和 6 年度から課税されるものであるが、近年の豪雨被害など、森林現場の課題に早期に対応する必要があるため、令和元年度より森林環境譲与税として、地方公共団体に配分されている。

本市には令和元年度に約 6 千万円の森林環境譲与税が配分されることとなっており、令和 2 年度以降は段階的に増額され、全額譲与される令和 6 年度からは、毎年度約 2 億 1 千万円の配分が見込まれている。

森林環境譲与税は、定められた用途に対し毎年度計画的に充当することを想定しているが、複数年度分をまとめて執行したほうが効果的である事業や単年度の配分額全額を執行できない場合なども想定される。

そこで、後年度において定められた用途の通り執行するため、神戸市森林環境整備基金条例を制定する。

2. 森林環境譲与税を活用した本市の取り組み

(1) 森林整備

- ・森林経営管理制度の運用に向けた林地台帳の整備（経済観光局）
- ・私有林等の森林整備等の更なる推進（建設局）
- ・発生材ストックヤードの整備等、森林資源の利活用の推進（建設局）
- ・地域団体等が行う里山整備の支援（経済観光局）

(2) 人材育成・普及啓発

- ・講演会等の実施、体験学習スペースの整備等（建設局）

(3) 木材利用

- ・公共建築物への兵庫県産木材及び六甲山木材の活用（建築住宅局）